

上越市農地渇水・高温対策支援金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 0 日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第 5 0 号

上越市農地渇水・高温対策支援金交付規則の一部を改正する規則

上越市農地渇水・高温対策支援金交付規則（令和 5 年上越市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表かん水用機械等整備対策事業の項を次のように改める。

かん水用機械等整備対策事業	ミキサー車、散水車等による水の運搬に要した経費	対象期間内に借上げ又は購入をし、実際に使用したものに限る。	1 日につき 2 5, 0 0 0 円
	ポンプ車等の借上料		1 日につき 9, 3 5 0 円
	ポンプの借上料		1 日につき 1, 6 0 0 円
	ポンプの購入費		1 基につき 4 6, 5 5 0 円
	ホースの購入費		1 本につき 4, 4 0 0 円
	ポリタンク（2 0 0 リットル以上）の購入費		1 個につき 1 4, 3 5 0 円

第 1 号様式中

かん水用機械等整備対策事業	ポンプ車等の借上料	円	円	を
	ポンプの借上料	円	円	
	ポンプの購入費	円	円	
	ホースの購入費	円	円	
	ポリタンク（2 0 0 リットル以上）の購入費	円	円	

かん水用機械等整備対策事業	ミキサー車、散水車等による水の運搬に要した経費	円	円	に
	ポンプ車等の借上料	円	円	
	ポンプの借上料	円	円	
	ポンプの購入費	円	円	
	ホースの購入費	円	円	
かん水用機械等整備対策事業	ポリタンク（2 0 0 リットル以上）の購入費	円	円	に
	ポンプ車等の借上料	円	円	
	ポンプの借上料	円	円	
	ポンプの購入費	円	円	
	ホースの購入費	円	円	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。